

## 台湾における問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
8投資受入機関の問題	日化協	(1)	進出時の誓約書の要求	<p>・工場を設立するにあたり、現地機関から誓約書(保証について)を要求されたが、その中で知財に関する非侵害等の保証条項があった。知財の分野は保証が難しい(※)。この為、努力義務等への変更を試みたが、硬直化しており一切の変更が認められなかった。さらに万が一、トラブルが生じた場合の判断も裁判所の判断だけではなく、現地機関の判断も入る。特に、現地機関側から誤った判断が下される可能性が否定できない等、知財の観点からは不安定な状況となっている。</p> <p>(※)知財分野は権利の有効性を始め、侵害非侵害の判断、他社特許調査の限界等、予見可能性の低い分野である。よって保証が難しく、保証しないのが一般的なプラクティスと考える。</p>	<p>・現地機関は知財に関しての知見が乏しく、また組織が硬直化。実情に合わせた適正な誓約書となるように、知識レベルの向上や柔軟性の向上。</p>	
9輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日商	(1)	高輸入関税	<p>・腕時計の輸入関税が最大5%と高い。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1997年2月のWTO加盟交渉日台同意で、繊維10品目、エンジン等5品目、ミラー3品目の18品目で高関税率の解消が約束された。</li> <li>・WTO加盟により、2002年の農産品の単純平均関税率は14.01%、工業品同5.78%となり、経過期間(大部分の品目について2004年、自動車および同部品に一部は2011年まで)を経て、譲許品目平均で5.5%(工業品4.15%、農産物12.86%)まで引き下げることを約束した。2007年、全品の単純平均譲許税率は5.8%、非農産品は4.7%となっている。</li> <li>・WTO加盟時に多くの産品について関税の引き下げが行われたが、依然として一部製品について高関税が残存しており、輸入関税と物品税(内国税)を足すと高水準となる。 例:テレビ 輸入関税10% + 物品税13%</li> <li>・2006年4月、17インチ以上のDVI端子付モニターの関税分類が、コンピューター表示装置からビデオモニターに変更され、関税率が0%からAV商品としての10%に引上げられた。</li> <li>・自動車に対して関税割当制度があり、割当外の場合、最大30%の高関税が残存している。</li> <li>・2010年6月29日、台湾と中国本土との間でFTAに相当するECFAが調印され、発効により特定品目の関税を前倒して削減・撤廃するアーリーハーベストとして台湾側が267品目(税率は2.5%~5%の間に集中)、中国側が539品目(10%~15%に集中)、実施後2年間で3段階に分けてゼロ関税とすることで合意した。 台湾側開放の267品目の内訳は、 -石油化学(42品目):基本原料、特殊化学品、プラスチック原料 -機械(69品目):産業機械、その他機械、機械部品 -紡績(22品目):綿糸、綿布、ナイロンなど -輸送用機器(17品目):自転車(完成車)及び部品 -その他(117品目):精密機械部品、金型、金属製品、ゴム・プラスチック、電子製品、電気製品など</li> <li>・2011年5月22日、シンガポールと台湾、経済連携協定(ASTEP)交渉の第1回会合を開催した。</li> <li>・2012年5月、台NZ経済協力協定交渉が開始。</li> <li>・2012年8月、兩岸投資保護協定取決めを締結。</li> </ul> <p>(改善)</p> <p>・関税規約に基づき、新製品の開発、品質高度化、生産増加、省エネルギーの達成、リサイクルの促進、または国内で未だ製造されていない生産技術の改善のための機械を輸入する台湾の製造企業は、輸入税を免除される。本措置は当該機械を台湾で生産していない産業に参入する企業にとって、恩典を与える。</p>	<p>・関税の撤廃を要望する。</p>	<p>・関税規則、条例 ・関税法</p>

\*経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	JEITA 日機輸	(2)	中台 FTA による中国製品との関税格差	・台湾は中国と ECFA(兩岸経済協力協定)を締結しており、製品の輸入関税が日本製品より低い。 台湾と中国との間の関税がなくなり、規格も近づく可能性が高いので、中国製の安い商品との競争になる。	・日台間の自由貿易協定の締結。		
	JEITA 日機輸	(3)	税関により異なる関税率	・税関によって同じ製品でも関税が異なり通関が困難。	・税官吏の知識向上。 ・基準の明確化。		
	JEITA 日機輸	(4)	本人入国前到着荷物への課税	・本人入国前に荷物が台湾に到着すると全量課税となる。	・規制の撤廃をして頂きたい。		
	日鉄連	(5)	L/L 制度	<p>・2002年4月15日、鉄鋼製品に対して輸入申告の義務付け(471品目)。 2004年10月19日、輸入申告制度撤廃(465品目)。 政府の貿易推進政策に加え、鉄鋼製品の不足を考慮して決定した。残り6品目(鉄筋、H形鋼など)は、公共工事の安全品質を考慮し、撤廃せず(適用持続)。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・WTO加盟後は、GATT輸入許可発効手順協定の遵守「第1票」2項目の大幅減少、自動許可発効手順の実施、輸入許可証発行の簡素化、迅速化を計画。</p> <p>・国貿局は2002年1月30日、コンパクトディスク規制法を更新し、12品目を含む第2系の定義リストを発表した。リストには光学ディスク用射出成形機等6品目が追加された一方、ゴムまたはプラスチック用の射出または圧縮式の成型用の金型等2品目が削除された。リスト対象品目の輸入には、経済部外国貿易委員会が発行した光学ディスク製造証明書が必要になる。</p> <p>・①2003年8月、従来認められていたビレット/スクラップ/銑鉄(72品目)の間接輸入に加えて、鋼板類など(173品目)の輸入を開放。 ②2004年10月19日、厚中板(厚さ4.75-50)他7品目に関し、輸入開放期限を04年12月31日から05年6月30日まで延長。 ③2005年4月19日、厚板(厚さ50-150)に関し輸入開放。 ④2005年12月20日、熱延及び線材など15品目に関し、輸入開放期限を05年12月31日から06年3月31日まで延長。 ⑤2006年3月23日、棒鋼および線材など15品目に関し、輸入開放期限を06年4月1日から06年9月30日まで再延長。 ⑥2006年9月20日、棒鋼および線材など15品目に関し、06年10月1日より輸入禁止措置を再開。 ⑦棒鋼および線材など15品目の輸入禁止措置を07年4月1日から07年9月30日まで一時解除。 ⑧2007年9月28日、棒鋼および線材など15品目の輸入開放期限を07年9月30日から08年3月31日まで延長。 ⑨2008年10月1日、鋼材不足に対応し、一部品目に関し輸入開放。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・国貿局の規則によれば、車両用電線の旧機械の輸入については申請の必要なし。 ・2002年4月、一部自動車用エンジンおよび電子コードに対する輸入管理規制を緩和すると発表した。</p>	・制度の撤廃。		
	日鉄連	(6)	原産地証明書の提出要求	・2017年11月7日、経済部国際貿易局が2017年12月1日より65品目の輸入鉄鋼製品を対象に原産地証明書が必要である旨、公告。		<p>・貨品輸入管理弁法第11条</p> <p>・経済部国際貿易局公告貿服字第1067030635號</p>	
11	利益回収	日機輸	(1)	送金規制	<p>・大口送金規制(100万米ドル以上の送金は台湾中央銀行の許可制)</p> <p>－台湾へ台湾\$を送金する場合、送金額が100万US\$相当以上の場合、受け手側銀行が台湾の中央銀行の事前許可を取得しておく必要があるもの。(恐らく送金通貨の種別を問わず規制されるものと思料。)</p> <p>－中央銀行の事前許可を得ていない場合は、台湾政府により送金をストップされる(可能性あり)。</p>	・大口送金規制の緩和。	

※経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>中央銀行の事前許可取得には、最短でも1週間程度は必要。</li> <li>緊急送金が必要な場合等に支障をきたす為、規制緩和が望まれる。</li> </ul>			
12	為替管理 日機輸	(1)	居住者・非居住者間資金貸出・預入規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本流出規制により、台湾ドルを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間(インターカンパニー)での資金貸出、預入実施に制約がある(当局の認可が必要)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国為替取引の自由化をして頂きたい。</li> <li>居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をして頂きたい。</li> </ul>	外国為替管理法	
14	税制	(1)	租税取決め適用申請手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>非居住者による役務に関する租税取決め適用の申請時、必要な書類を事前に全て揃える事が不可能な場合は申請を行わず、台湾居住者より高率の源泉税を徴収されるケースがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>租税取決め適用事前申請の準備書類簡略化。</li> </ul>	欧州諸国と台湾間の租税条約、および日本と台湾間の租税協定	
	日機輸	(2)	源泉税還付の遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年1月1日より日台租税取決めが適用される。そのなかで源泉税の徴収に関しては、まずは20%の源泉税を支払い、その後、10%の税金還付申請を行うことになっている。個別での申請が必要となり、還付されるまでの期間も長いことが予想されるため、管理上負荷が高い。</li> <li>2017年より投資所得に対する源泉税が20%から10%に減免されたが、適用をうけるために必要な書類が多く、特に以下の書類は不要としてもらいたい。 ①居住者証明の原本 ②受益所有者証明</li> <li>2017年1月1日より日台租税協定が適用された。そのなかで源泉税の徴収に関しては、まずは20%の源泉税を支払い、その後、10%の税金還付申請を行うことになっている。個別での申請が必要となり、還付されるまでの期間も長いことが予想されるため、管理上負荷が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10%の還付を事前申請できるようにしてほしい。</li> <li>以下の書類は不要としてもらいたい。 ①居住者証明の原本 ②受益所有者証明</li> <li>10%の還付を事前申請できるようにしてほしい。</li> </ul>	日台租税条約	
	建産協						
	日機輸						
	日機輸	(3)	租税条約の適用手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>PEを有しない日本法人による台湾での技術的役務提供については、台湾の国内法に基づき20%の源泉税を徴収されるが、日台租税協定を適用(事業所得)することで免税(0%)になる。ただし、租税協定を適用するための申請手続き(契約書の翻訳等が必要)が煩雑であること、また申請に相当な時間及びコストを要し、費用対効果で申請をあきらめることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>租税条約の適用の申請の際に、居住者証明書等の基本書類の提出に限定し、契約書の翻訳等の添付を省略していただきたい。</li> </ul>	日台租税協定	
	日機輸	(4)	損金算入証憑の名称の不適当	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外で発生した費用の損金算入証憑書類として、<b>Invoice</b> という名称の請求書のみが認められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、通関の有無を問わず全て <b>Invoice</b> での決済となっているが、国際的商慣習に則り <b>Debit Note</b> での処理も認めて欲しい。</li> </ul>	台湾国税局解釈通達[中華民國2010年8月30日 財北国税審一字第0990245351号]	
JEITA 日機輸	(5)	国税当局の税務調査の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>税収不足を補うための一つの手段として、台湾国税当局による企業への税務調査における査察姿勢が近年、非常に強硬なものとなってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台湾島内の投資環境を整備することにより企業活力を活性化させるほか、内需型への産業構造の転換に向けた政策実施等により、根本的な税収不足を補い、上記問題を解決してほしい。</li> </ul>			
日機輸	(6)	VAT 還付申請の限定	<ul style="list-style-type: none"> <li>VAT 還付については商業登録抹消・会社組織解散時にしか還付請求する事が出来ず、日本本社側の税務ポジション管理、外貨ポジション管理の観点で支障を来す可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月次・年次等の VAT 還付請求権の付与を要求させて頂きたい。</li> </ul>			

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸			・売上 VAT より仕入 VAT が上回っている場合、PE クローズまでは VAT 還付が実施されないことから、PE クローズのメドが立たないと VAT 還付の申請手続きを進めることが出来ない。	・統一發票発行上、PE クローズ段階での営業税還付申請であるが、短期(例:1年毎)の営業税精算で翌年始は「0」再スタートでの営業税(精算)申請も出来るように配慮を頂きたい。(PE 限定)		
	日機輸	(7)	未処分利益への所得税課税の不合理	・当年度の利益を配当せずに留保した場合、未処分利益に法人税 10%(今後は 5%)が追加的に課される。	・未処分利益に対する課税の廃止。	・所得税法第 66 条 9 項	
	日機輸	(8)	税務と財務の差異	・税務上と財務上で差異が多い。例えば、売上に対する為替レートに関して、台湾では三旬(上旬、中旬、下旬)レートに基づいて計算する等財務との違いがある。	・国際基準に則した税制として欲しい。		
	日機輸	(9)	厳格な経理関連書類規則	・繁体字の仕訳明細を全て紙で 10 年分保管するなど、経理関連書類規定が厳しいため、弊社の様なグローバル企業では台湾独自の対応が必要となる。	・経理帳票の電子化保管を認める及び言語制限の緩和。		
	日機輸	(10)	所得税法改正による営利事業所得税税率の引上げ	・所得税法改正により 2018 年度から営利事業所得税税率が現行 17%から 20%に引き上げ。	・税率引き上げにより負担が増えるため、その他税制優遇等で国際競争力を向上させてほしい。		
16	雇用	日機輸	(1)	有期雇用契約社員確保の不安定	・有期雇用は、季節性、臨時性ある仕事のみ認められている。	・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。	
	日機輸	JEITA	(2)	技術者、管理者の人材不足	・技術の低さ、賃金の問題で、過去数年の間に多くの台湾人が就労のため海外に流出し、技術人材と管理職が不足している。	・(台湾への)技術移管と妥当な給与の設定。 ・投資環境整備。 ・人材が集まる環境を作っていただきたい。	
	日機輸	(3)	有給休暇の改定	・労働者が残った有給休暇に対して使用者が買い上げ制度の導入により労働者の過労に与えてしまう恐れもある。シフトや社員の有給休暇に関する使用管理を確実マネジメント行わないと無駄な人事コストが増える。		・労働法 第 38 条	
	日機輸	(4)	休日および平日残業手当の改定	・販売会社にとって営業職の残業業務判断が難しくなる。事業開発や売り上げに繋がらない人件コストが増える。		・労働法 第 24 条、第 36 条	
	日機輸	(5)	勤務時間規制	・現行労働基準法で 1 日の労働時間(12 時間制限)や残業時間(月 46 時間)が制限されているが、24h x 365 日で稼働している産業機器の突発的なトラブルシユートの際に、この制限により、十分に顧客を満足させるサービス提供できない。 ・前年度の労働法改正について一例一休という完全週休 2 日制の法制化及び月の残業制限 46 時間の上限により勤務時間の制約、労務コストが増加。更に 2018 年 1 月に改正となり、一例一休制度の見直し、残業時間制限の変更等があり、度重なる法律改正で対応が必要。	・半導体/FPD 工場サポートは、規制対象外グループにカテゴリーを変更してほしい。 ・2018 年 1 月の労働法改正では、一部見直しがあったものの、所定労働時間や休暇日の設定については更に弾力的な法整備が望ましい。	・労働基準法 24 条、32 条、34 条、36 条、37 条、38 条 ・労働基準法第 32 条	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許法における間接侵害の規定の不備	・台湾の特許法上には間接侵害の規定がないため、他人が特許製品の生産にのみ用いる物(専用部品)を生産、販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等することに対する特許権者がとれる手段が限られる。	・間接侵害に関する日本やアメリカなどの特許法と同等な規定の新設。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(2)	特許申請におけるデジタルアクセスコード提出手続の過重な負荷	<p>・台湾へのパルルートによる出願時には、優先権証明書の提出義務があるため、日本の出願人は日本特許庁への優先権証明書の発行申請と台湾へのオリジナル優先権証明書の郵送をする必要があり、手続きの負荷が大きい。なお、2013年12月に優先権書類データの電子的交換の制度が日台間で始まったので、郵送の代わりに電子的交換を利用することも可能となった。現在、弊社では優先権証明手続きにデジタルアクセスコードを提出することで提出の負荷は軽減されたものの、手続きの負荷は残っている。</p> <p>(対応)</p> <p>・2012年5月1日、交流協会と亜東関係協会との間で日台特許審査ハイウェイが発効。</p>	<p>・二庁間PDXのように、優先権証明手続きについて、出願人の手続きが不要な仕組みを希望いたします。</p>	<p>・台湾専利法 28 条</p> <p>・台湾専利法 29 条</p> <p>・日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書(2013年12月から運用開始)</p>	
19	工業規格、基準安全認証	JEITA 日機輸	(1)	CNS 検査・サンプル輸入手続の煩雑	<p>・CNS 検査に多くの時間とコストがかかる。展示サンプル輸入等の手続きも依然として手間と工数かかる。US\$1000 以内という規定が適用されにくい。6ヶ月以内同品番/仕様の商品の輸入を禁止。</p>	<p>・JIS 規格取得製品の、検査なしでの台湾への輸入を可能にしていきたい。</p> <p>・サンプル輸入手続き制度の緩和。</p> <p>・一部の JIS 製品の認可が緩和されたが、検査なしの範囲を拡大してほしい。</p>	<p>・台関業字第 1041023412 号</p>
		日鉄連	(2)	適合性評価手続の導入発表と見合わせ	<p>・2013年8月8日、標準検閲局(BSMI)が溶融亜鉛めっき鋼板/コイルに対する適合性評価手続を導入する旨、WTO TBT 通報。</p> <p>2013年12月25日、BSMI が上記品目に対する適合性評価手続を2014年3月1日より導入する旨、官報ドラフトを公布(中国語のみ)。</p> <p>なお、①再輸出向け、②自動車/自動二輪用は適用除外。</p> <p>2014年5月28日、BSMI が本適合性評価手続の導入を廃止する旨、官報告示。(今後の導入については当局が業界関係者と協議、検討中。)</p>	<p>・措置導入の見合わせ。</p> <p>・適切な適用除外規定の設置。</p>	<p>・商品検査法</p> <p>・商品検査登録法</p>
22	環境問題・廃棄物処理問題	JEITA 日機輸	(1)	廃棄物管理の不十分	<p>・廃棄物処理の管理が効果的になされていない。</p>	<p>・環境に関するより詳細な管理。</p>	
		日機輸	(2)	環境関連法規則の国際的不整合	<p>・EUから始まったRoHS(電気電子製品有害物質含有規制)やWEEE(廃電気電子製品指令)、REACH 規則などは、類似の法律を他国が取り入れることが多い。その際、要求事項や製品へのマーキングデザインに差異があると、メーカーにとっては多大な負荷・負担となる。</p> <p>事例:台湾 RoHS</p>	<p>・新たな法律を制定するにあたっては、既に他国で実施されている類似の法律がある場合、できる限り要求事項等を先行例と統一するよう努力してもらいたい。</p>	
		日機輸	(3)	RoHS 認証品目追加への対応猶予期間の不足	<p>・追加が予定されている RoHS 認証の対象品目のうち、車載用充電アダプター等々は他の品目と比較し十分な対応猶予期間が設定されていない。(正式公告後、施行日(強制日)までの期間が約6か月)</p>	<p>・新規追加対象品目について十分な(1年以上)猶予期間を設定して頂きたい。</p>	<p>・商品検査法(商品検査法)</p> <p>・CNS15663 電機電子類設備降下限用化学物質含量指引(電気・電子機器における使用制限化学物質削減ガイドランス)</p>
		日機輸	(4)	環境ラベル取得の認証における基準の不透明	<p>・環境ラベル取得時の認証過程において、基準に明文化されていない、或いは基準の文章からは到底想像できない事項を要求されることがある。事例:国内の他の法律を引用して環境ラベル取得の基準として用いられる。また基準には無い、製品の材質の名前/割合が求められたケースがあった。</p>	<p>・環境ラベルの運用は、基準に明記されている事項の範囲に従って行って頂きたい。</p> <p>・また明文化されていない運用については早期に明文化して頂きたい。</p>	<p>・台湾グリーンマーク</p>

※経由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(5)	製品への第三者認証の要求	<p>・台湾は欧州 RoHS 指令にならない国内法を導入しているが、製品の第三者認証を要求している。</p> <p>・欧州 RoHS は EN50581(IEC63000)に基づき、サプライチェーンでの適合宣言を持って順法を証明する手順が確立されており、企業はそれに従い自社の管理システムを構築している。</p> <p>・それにもかかわらず、第三者認証を要求することは法律の性質上順守を証明するものでないだけでなく、製品投入における遅延、コスト増などを招くことにつながる。</p>	<p>・国際規格に従った適合性評価を受け入れるよう望む。</p>	<p>・UAE 2017-10</p> <p>・台湾 CNS15663</p>	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	国際入札手続の煩雑	<p>・技術仕様/価格等の本質的な問題ではない、体裁(フォーマリティー)面での負荷が非常に多い。</p> <p>①全て中国語での対応が要求される。</p> <p>A)入札公示書類(含技術要求書)が、中国語のみであり、応札書類全てを中国語での提出が要求される。</p> <p>B)応札書類だけでなく、次のような資格証明書類についても中国語での提出が要求される。</p> <p>(具体例)</p> <p>－会社登記証明(全部事項証明)</p> <p>－PJ 完工証明書(含英文での発行証明書)</p> <p>－財務 Data (Annual Report)等 全ての書類。</p> <p>②手続が煩雑</p> <p>A)全ての書類に認証取得が要求される。特に海外 PJ の実績を資格要件を満たす為に参照する場合は、当該国にある台湾の文化代表処(大使館に相当)の認証取得が要求される。</p> <p>B)認証取得後に認証取得した書類を英訳し、その英訳についての公証/認証を台湾国内で再度取得が必要。</p> <p>(具体例)</p> <p>－会社登記証明(全部事項証明)</p> <p>－PJ 完工証明書(含英文での発行証明書)</p> <p>－財務 Data (Annual Report) ほぼ全ての書類。</p> <p>③応札時の提出 Copy 部数が過大(20~40部の Copy 提出要求)</p> <p>④工事された入札書類へのコメントや質問への施主/コンサルからの回答期限が、入札日前日迄となっており、応札内容に回答を反映できない。</p>	<p>・提案内容や価格等本質論での評価を重視して欲しい。</p> <p>①国際入札である以上、英語での入札公示、英語での応札を許可して欲しい。</p> <p>②手続の簡素化を図って欲しい。</p> <p>③部数を削減して欲しい。</p> <p>④質問への回答は、可能な限り入札日の14日迄に実施するよう制度化頂きたい。</p>	<p>・採購法</p>
	日機輸	(2)	RoHS 認証申請手続の不透明	<p>・当局に RoHS 認証申請を行う際、法令に記載の無い指導を受けるケースが見受けられたり、会議(一致性会議)の決議事項が担当官により異なって解釈され、現場での混乱が生じている。</p> <p>また、追加が予定されている対象品目のうち、車載用充電アダプター等は他の品目と比較し十分な対応猶予期間が設定されていない。(正式公告後、施行日(強制日)までの期間が約6か月)</p>	<p>・会議(一致性会議)の決議事項や当局の内部ルール等も、ガイダンス等の形で体系的に纏めた形で公表して頂きたい。</p> <p>・新規追加対象品目について十分な(1年以上)猶予期間を設定して頂きたい。</p>	<p>・商品検査法(商品検査法)</p> <p>・CNS15663 電機電子類設備降低限用化学物質含量指引(電気・電子機器における使用制限化学物質削減ガイダンス)</p>	

※経由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日化協	(3)	食品包装への有効期限表示義務	・昨年、法規制により、一部の食品包装が食品と同等扱いとされ、包装製品各々に品質保証の有効期限を明示しなければならなくなった。 ・現在、包装フィルムのリール毎にラベル添付を実施しているが、煩雑。	・各フィルムロールに、有効期限表示のラベル添付ではなく、出荷毎に、書類提出(各ロール番号に対する有効期限表示)等の代替法も可とする。	・食品及相關産品輸入査驗 弁法 第2条第3項目 ・食品衛生管理 第26条	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	インタンジブル規制	・技術提供について明確な規制はないが、貨物に有形として付随した技術は規制対象と、とても曖昧な表現となっている点。	・技術提供の規制についての明確化。	・貿易法
26	その他	JEITA 日機輸	(1)	公共料金の上昇	・政府施策により公共料金が上昇する懸念あり。	・投資側(雇用者)に対する固定コスト緩和体制整備。	・年金 ・労働保険金 ・健康保険金
		JEITA 日機輸			・水道光熱費の上昇が続き、原材料費の変動が価格上昇につながっている。		
	日機輸	(2)	建築物の地震・水害対策の遅れ	・大きい地震または水害で古くなった建築物が耐えられない恐れが大きい。不動産市場が低迷しつつあり、全体の投資環境が悪くなる傾向がある。	・土地の使用変更、古くなったマンションのリフォーム(都市更新)の政策推進、加速が必要である。		
	日機輸	(3)	日本人学校の不備	・新竹地区は TSMC に代表される台湾半導体ビジネスの本拠地である。多くの日本企業が進出し、駐在員を長きに渡り、継続的に派遣している。家族帯同駐在員にとっては現地での子女教育が課題になるが、新竹には日本人学校がなく、駐在機会の損失や単身赴任、そして台湾国内他方面からの遠距離通勤を余儀なくされている(台湾内日本人学校所在地は台北、台中、高雄。新竹にもインターナショナルは数校存在する)。	・日本企業の進出支援、更なる発展へ向けた駐在員環境改善案の一つとして、台湾新竹における日本人学校の設立を政府関係機関へ働きかけいただきたい。		
日機輸	(4)	中国の軍事、商事面への影響	・中国による新政府への圧力があり、軍事、商事面で国民および企業に不安を与えている。				

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。